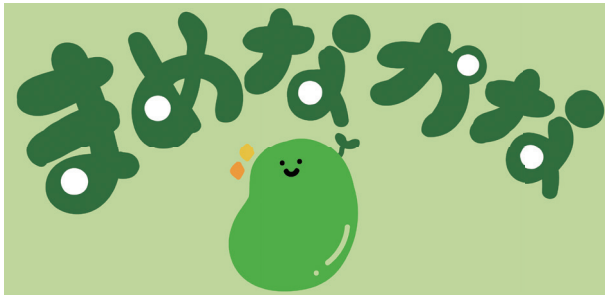


65歳以上の皆さまへ

令和3年度介護保険料基準額は 月額5,750円です



問合せ 高年介護課 ☎ 35-3178

介護保険事業は、40歳以上の方が納める介護保険料と、国・県・市が負担する公費を財源として運営しています。

65歳以上の方の介護保険料は、今後3年間の介護サービスにかかる費用(利用者負担分を除く)の23%を、65歳以上人口で割って算出します。

本市では、65歳以上人口は今後ゆるやかに減少していくのに対し、介護を必要とする要介護(支援)認定者は増加していく見込みです(⑩図)。

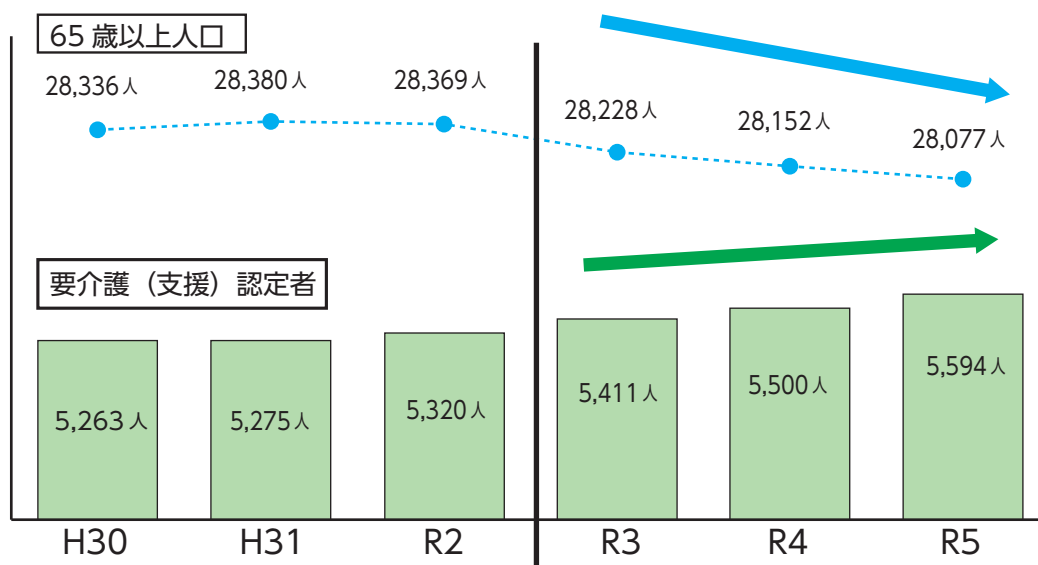
また、介護サービスにかかる費用も増加していくことから、制度の仕組み上、介護保険料は上がることとなります。

令和3年度の介護保険料基準額は、月額5,750円で、昨年度と比べて230円の増額となります(介護保険料は、所得に応じて月額1,730円から月額13,230円まで13段階あります)。増額の幅をできるだけ抑えるため、いわゆる貯金にあたる財政調整基金のほぼ全額(4億円)を取り崩して財源に充てています。また、今後の介護保険料の伸びを抑えるため、引き続き介護予防の取り組みを積極的に行います。

介護保険料の増額で高齢者の皆さまにはご負担をおかけすることになりますが、介護保険事業の安定した運営のため、ご理解をお願いします。

高齢者

■65歳以上人口等の将来推計



■介護サービスにかかる費用の推計

